

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

○使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省・環境省令第七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三十三条 法第二十八条第二項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 指定再資源化機関以外の者に委託して再資源化を行おうとする場合においては、次に掲げる書類</p> <p>イ 実施者が個人である場合においては、住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては、外国人登録証明書の写しとする。以下同じ。）</p> <p>ロ 二（略）</p> <p>七・八（略）</p> <p>2 （再資源化預託金等の取戻し）</p> <p>第七十六条 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 い。 当該自動車の輸出に係る保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）の所在地を所轄する税関長から交付を受ける輸出の許可（同法第六十七条に規定する輸出の許可をいう。）があったことを証する書類（当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る。）の写し</p> <p>二 当該自動車の船積があった旨が記載された船荷証券その他船舶による当該自動車の運送の契約に関する書類（当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る。）の写し</p> <p>三 （略）</p>	<p>第三十三条 法第二十八条第二項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 指定再資源化機関以外の者に委託して再資源化を行おうとする場合においては、次に掲げる書類</p> <p>イ 実施者が個人である場合においては、住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し。以下同じ。）</p> <p>ロ 二（略）</p> <p>七・八（略）</p> <p>2 （再資源化預託金等の取戻し）</p> <p>第七十六条 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 い。 当該自動車の輸出に係る保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）の所在地を所轄する税関長から交付を受ける輸出の許可（同法第六十七条に規定する輸出の許可をいう。）があったことを証する書類（当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る。）の写し</p> <p>二 当該自動車の船積があった旨が記載された船荷証券（当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る。）の写し</p> <p>三 （略）</p>